(七)　共同利用施設の特別償却制度について、償却割合を一〇〇分の六（改正前一〇〇分の八）に引き下げた上、その適用期限を平成二四年三月三一日まで延長することとした。（第四四条の三及び第六八条の二四関係）

(八)　特定高度通信設備の特別償却制度の創設

青色申告書を提出する法人で中小企業者に該当するもののうち電気通信基盤充実臨時措置法に規定する実施計画について同法の認定を受けたものが、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成二五年三月三一日までの間に、特定高度通信設備の取得等をして、過疎地域等一定の地域内においてその事業の用に供した場合には、その特定高度通信設備の取得価額の一〇〇分の一五相当額の特別償却ができることとした。（第四四条の五及び第六八条の二六関係）

(九)　医療用機器等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行う。

イ　高度な医療の提供に資する医療用機器又は先進的な医療用機器に係る償却割合を一〇〇分の一二（改正前一〇〇分の一四）に、医療の安全の確保に資する医療用機器に係る償却割合を一〇〇分の一六（改正前一〇〇分の二〇）にそれぞれ引き下げる。

ロ　対象となる医療用機器から新型インフルエンザに係る医療の提供を目的とする病床の確保に資する医療用機器を除外する。

(2)　特定増改築施設に係る措置及び建替え

病院用等建物に係る措置を除外する。

(一)　障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、対象となる要件に、基準雇用障害者数が二〇人以上であって、重度障害者割合が一〇〇分の五〇以上であること及び雇用障害者数が法定雇用障害者数以上であることを追加し、改正前の要件との選択適用とした上、その適用期限を平成二六年三月三一日まで延長することとした。（第一三条、第四六条の二及び第六八条の三一関係）

(二)　次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却制度の創設

青色申告書を提出する事業者が、平成二三年四月一日から平成二六年三月三一日までの期間内に開始する各事業年度において、次世代育成支援対策推進法の次世代育成支援対策に係る基準に適合するものである旨の認定（その期間内において最初に受けるものに限る。）を受けた場合には、その認定を受けた日を含む事業年度終了の日において有する建物等で事業の用に供されているもの（その認定に係る同法の一般事業主行動計画の計画期間開始の日からその事業年度終了の日までの間において取得等をしたものに限る。）について、その普通償却限度額の一〇〇分の三二の割増償却ができることとした。（第一三条の四、第四六条の四及び第六八条の三三関係）

(三)　高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、対象となる住宅を高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち一定のものとするとともに、その割増率を一〇〇分の二八（耐用年数が三五年以上であるものについては、一〇〇分の四〇）とした上、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（第一四条、第四七条及び第六八条の三四関係）

(三)　特定再開発建築物等の割増償却制度について、対象から都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づく都市再生整備事業により整備される建築物に係る措置を除外した上、その適用期限を平成二五年三月三一日まで延長することとした。（第一四条の二、第四七条の二及び第六八条の三五関係）

(四)　国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の課税の特例の創設

青色申告書を提出する法人で総合特別区域法の施行の日から平成二六年三月三一日までの間に同法の指定を受けた同法に規定する指定特定事業法人に該当するもの（左記一五の課税の特例の適用を受けるものを除く。）が、同法に規定する国際戦略総合特別区域内において行われるその指定に係る特定国際戦略事業のうち一定の事業に係る所得として一定の金額を有する場合には、その指定の日から五年間、その金額の一〇〇分の二〇の所得控除ができることとした。なお、右記(二)の特別償却又は特別税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、この特例を適用しないこととした。（第六〇条の二及び第六八条の六三の二関係）

(五)　認定研究開発事業法人等の課税の特例の創設

青色申告書を提出する法人で特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の施行の日から平成二六年三月三一日までの間に同法に規定する研究開発事業計画又は統括事業計画の認定を受けた同法に規定する認定研究開発事業者（以下「認定研究開発事業法人」という。）又は認定統括事業者（以下「認定統括事業法人」という。）に該当するものが、その認定に係る研究開発事業計画に記載された研究開発事業又は統括事業計画に記載された統括事業に係る所得として一定の金額を有する場合には、その認定の日から五年間、その金額の一〇〇分の二〇の所得控除ができることとした。なお、認定研究開発事業法人にあっては試験研究を行った場合の特別税額控除制度（第四二条の四、第六八条の九）又は右記(二)の特別償却若しくは特別税額控除制度の適用を受ける事業年度に、認定統括事業法人にあっては右記(二)の特別償却又は特別税額控除制度の適用を受ける事業年度においては、この特例を適用しないこととした。（第六〇条の三及び第六八条の六三の三関係）

(六)　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を平成二六年三月三一日まで延長することとした。（第三七条～第三七条の五、第六五条の七～第六五条の九及び第六八条の七八～第六八条の八〇関係）

(1)　既成市街地等の内から外への買換えについて、買換資産のうち農業及び林業以外の事業の用に供されるものを都市計画法の市街化区域のうち同法の規定により区域区分を定めるものとされている区域内にあるものに限定する。

(2)　都市開発区域等及び誘致区域の外から内への買換えについて、都市開発区域のうち既成市街地等内にある譲渡資産を一定の事務所又は事業所として使用されている建物又はその敷地の用に供されている土地等に限定する。

(3)　日本船舶から日本船舶の買換えについて、買換資産となる漁船を一定の要件に該当するものに限定する。

(4)　次の買換えを適用対象から除外する。

イ　大気汚染規制区域の内から外へのばい煙発生施設の買換え

ロ　騒音規制地域の内から外への騒音発生施設の買換え

ハ　水質汚濁規制水域の特定施設等及び公共用水域の湖沼特定施設等の買換え

ニ　市街化区域又は既成市街地等の内から外への林業用土地等の買換え

ホ　誘致区域の外から内への買換えのうち流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区に係る措置

ヘ　農村地域工業等導入促進法の農村地域及び誘致区域の外から同法の実施計画に定められた工業等導入地区内への買換え

ト　市街化区域又は既成市街地等の地域内における建物の高層化に伴う買換え

チ　既成市街地等における特定民間再開発事業の施行による中高層耐火建築物への買換え

リ　人口集中地区の区域内における木造貸家住宅から中高層貸家住宅への買換え